



文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教科調査官

豊口 和士

これからの書写・書道教育

平成29年3月の小学校・中学校に続き、平成30年3月に高等学校学習指導要領が改訂・告示され、同年7月には高等学校学習指導要領の解説が公表されました。今年度末に市販本となり、これをもってすべての校種の学習指導要領等の一連の改訂作業が完了することになります。

今回の改訂では、幼・小・中・高を体系づけて捉えた上で、すべての教科において育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し直しました。また、各教科の学びについて「何ができるようにするか」、「そのために「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」という視点を重視しています。

本連載では、今次改訂を踏まえた、これからの書写・書道教育について紹介していきます。

今回は、平成30年3月に改訂・告示された高等学校学習指導要領を踏まえて、高等学校芸術科書道における主な改訂内容について概説します。

一 目標の改善

育成を目指す資質・能力について、書道Ⅰでは「生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力」、書道Ⅱでは「生活

や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力」、書道Ⅲでは「生活や社会の中の多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関

わる資質・能力」と規定しました。その育成の実現に向け、書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲそれぞれの目標を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、

「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して示しました。

二 内容構成の改善

指導内容について、「A表現」、

「B鑑賞」の二領域に、新たに「共通事項」を加えました。

「A表現」は、これまで通り「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」の三分野で構成しています。また、それぞれの分野での指導事項を、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」、ウ「技能」に整理し直しました。

「B鑑賞」での指導事項は、ア「思考力、判断力、表現力等」、イ「知識」に分けて示しました。

また、新設の「共通事項」は「知識」として指導事項を示しました。

「A表現」と「B鑑賞」は、相互に関連を図りながら指導し、「共通事項」は「A表現」及び「B鑑賞」の活動を通して一体的に育成されることが重要です。

三 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する具体的な指導内容を、「A表現」の三分野、「B鑑賞」

ごとに事項として示しました。芸術科書道における「知識」は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関

わらせて習得すべき内容であり、「A表現」での「作品を構想し表現を工夫する過程」や「B鑑賞」での「書よさや美しさを味わって捉える過程」を通して実感的に理解が深められ、習得されるものであることに留意する必要があります。

「技能」に関する具体的な指導内容を、作品を構想し表現を工夫するために必要な技能として、「A表現」の三分野ごとに示しました。「知識」と同様に、芸術科書道における「技能」は「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得すべき内容であり、「作品を構想し表現を工夫する過程」を通して実感的に理解を深め、習得されるものであり、技能の習得・習熟そのものを目的とするような活動にならないよう留意する必要があります。

四 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」について、「作品の価値とその根拠」、「生活や社会における書の効用」、「書の現代的意義や普遍的価値」などの具体的な指導事項を示すとともに、生徒を取り巻く生活や社会、諸文化との関わりや視点から、作品や書よさや美しさ、書の意味や価値などについて主体的に考えることができるようにしました。また、「A表現」との関連を図りながら指導することにより、実感的に書よさや美しさを味わって捉え、「共通事項」との関連を図りながら指導することにより、書の表現の多様性や書よさや美しさの多様性について実感的に理解を深め、作品や書よさや美しさを深く味わって捉えることができるようにしました。

五 「共通事項」の新設

「A表現」及び「B鑑賞」それぞれの学習に共通に必要な資質・能力として「共通事項」を新設しました。「共通事項」は「A表現」、「B鑑賞」の学習に共通の支えとなる知識であり、書の特質や書の美を捉えて表現したり鑑賞したりする上での観点ともいえるべきものです。平成30年7月公開の「解説」では、「共通事項」の指導内容を捉える上での視点として、①時間性と運動性、②書の表現性、③書を構成する要素、④造形性と空間性の四点を示しました。これらの視点は、書の美や価値、歴史や伝統を形作ってきた書の特質であり、我が国の「文字文化」、書の「芸術文化」を支える基盤でもあります。

六 言語活動の充実

書道Ⅰの「内容の取扱い」(9)に示した通り、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、「思考力、判断力、表現力等」の育成を図るため、芸術科書道の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫することとしています。自身の考えを他者に伝えたり、他者の考えを伝えられたりする活動を通して、書の美に対する様々な捉え方や価値観に触れ、表現の多様性、書の美の多様性などに気づき、書よさや美しさを感じる上での感性を高めることが活動の目的です。「A表現」と「B鑑賞」のそれぞれにおける言語活動の成果は、それぞれに関連しながら相互に生かされるよう効果的に設定し、指導を工夫することが必要です。

七 「書道Ⅲ」の内容の充実

書道Ⅲの「内容の取扱い」(1)に示した通り、書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのすべてについて、「A表現」と「B鑑賞」の両領域で「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」の資質・能力をバランスよく育成できるように、書道Ⅲにおいても「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととしました。

以上、今次の高等学校学習指導要領の改訂での芸術科書道における改訂の主な点について概説しました。この他にも、新たな指導内容や新たな視点も示されました。それらについては、今後の連載の中で紹介・解説していきたいと思えます。